

# 景観法及び藤岡市景観条例に基づく届出制度の概要

『世界に誇る歴史文化に 四季の彩りが映える やさしい風景のあるまち』に向けて

藤岡市は、世界文化遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産である高山社跡をはじめ、県下有数の規模を誇る古墳群や約1300年の歴史を持つ伝統的な製法の藤岡瓦など、各時代を代表する歴史文化的な資源に恵まれており、また、ふじの咲く丘の藤棚や桜山公園の冬桜、烏川や神流川、鐺川、鮎川、三名川、三波川などの清流とこれらが創り出した渓谷三波石峡などの美しい自然のほか、関越自動車道、上信越自動車道及び北関東自動車道が交差する交通の要衝としての交通利便性を活かした産業交流拠点、群馬の表玄関としての役割を担うなど、自然の豊かさ、歴史文化の深さ、都市の活力を表す多様な景観が本市の景観を形づくっています。

こうした、地域固有の景観を「守り、活かし、育て」次世代に伝えていくことを目的に、『藤岡市景観条例』及び『藤岡市景観計画』を施行しています。

なお、藤岡市景観計画については、令和2年10月に改定を行いましたが、行為の制限等に関する変更はありません。

**建築物等の建築や土地の造成などの際には、届出・審査が必要になる場合があります。**

- 良好な景観形成を実現するため、次の行為をする場合は事前に届出をしていただき、景観形成基準(藤岡市景観計画を参照してください。)に適合しているか審査します。該当する場合には、必ず届出を行ってください。
- 高山社跡周辺重点景観計画区域(裏面参照)とそれ以外の市全域で届出対象となる行為が異なります。

## 【届出対象行為一覧】

行為		届出対象	
		景観計画区域(右記の重点景観計画区域を除く市全域)	重点景観計画区域
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが15m又は建築面積が1,000㎡を超えるもの	原則、全て
		高さ2mかつ長さ50mを超えるもの	高さ2mを超えるもの
工作物	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ15mを超えるもの	高さ10mを超えるもの 高さ8mを超えるもの 高さ4mを超えるもの 高さ6mを超えるもの 高さ8mを超えるもの 高さ15mを超えるもの
		高さ15m又は築造面積が1,000㎡を超えるもの	原則、全て
		面積が1,000㎡を超えるもの又は高さ5mかつ、長さが10mを超える法面を生ずるもの	面積が100㎡を超えるもの又は高さ1.5mかつ、長さが3mを超える法面を生ずるもの
		高さ5m又は面積が1,000㎡を超えるもの	高さ1.5m又は面積が100㎡を超えるもの
		面積が1,000㎡を超えるもの又は高さ5mかつ、長さが10mを超える法面を生ずるもの	面積が300㎡を超えるもの又は高さ5mかつ、長さが10mを超える法面を生ずるもの
			高さ5m又は伐採面積が100㎡を超えるもの

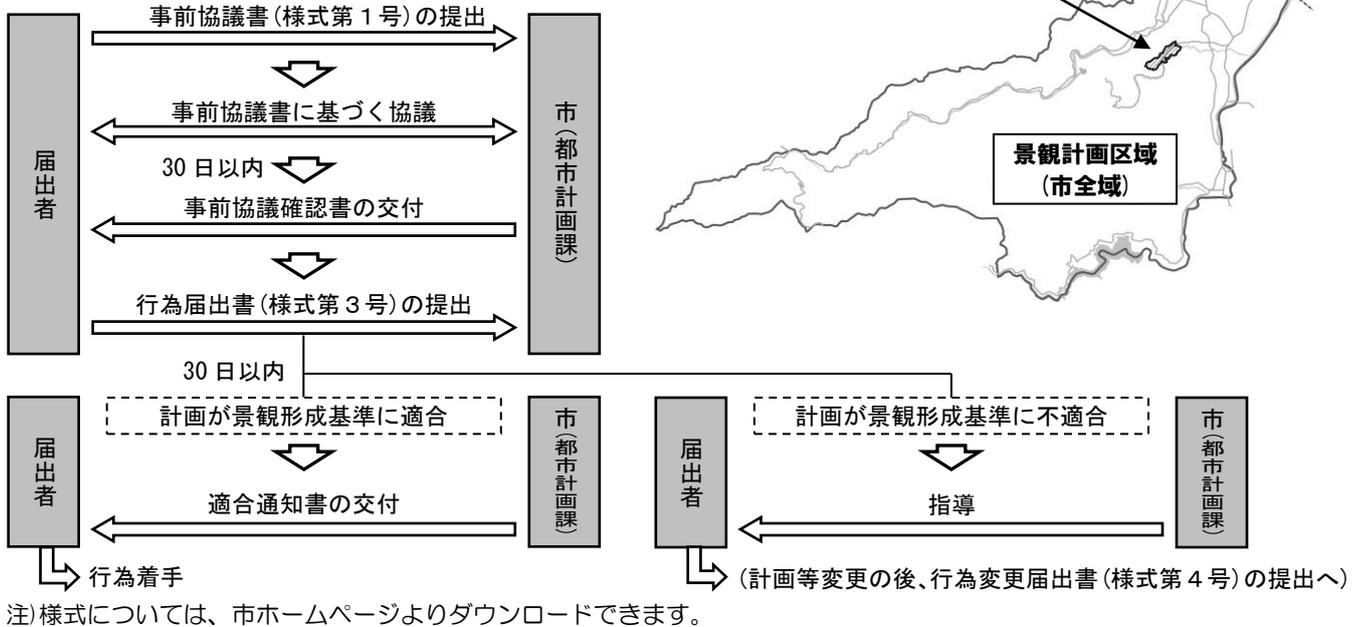
注) 上記の届出対象行為のうち、適用除外となる行為があります。詳細は、藤岡市景観計画又は藤岡市景観条例をご覧ください。

**次の手順にしたがって手続きを行ってください。**

- 景観法に基づく届出の前に、藤岡市景観条例に基づく事前協議が必要となります。事前協議及び届出に基づく審査に最大で60日を要する場合がありますので、行為着手の予定を踏まえて、早めに手続きを行ってください。
- 適合通知書が交付されるまでは、行為に着手することができません。また、基準に適合していない場合は、設計や計画の変更を指導します。

**<景観計画区域>**

**高山社跡周辺重点景観計画区域**  
 世界遺産の顕著な普遍的価値を保全するため、重点的に景観形成の取り組みを進めています。  
 注) 詳細な範囲は、都市計画課窓口で確認してください。



注) 様式については、市ホームページよりダウンロードできます。

**届出(事前協議)の際には次の図書等を提出してください。**

- 届出(事前協議)の際には、行為の種類に応じて次の図書等を提出してください(本書1部、写し1部)。
- ※代理人が届出を行う場合は、委任状(任意様式)を添付してください。

**【届出(事前協議)時に提出する図書等一覧】**

行為の種類	添付図書	縮尺	明示事項等
建築物の建築等又は工作物の建設等	位置図	2,500分の1以上	・敷地の位置及び周辺の状況
	写真	—	・敷地の位置及び周辺の状況を示す写真(カラー) ・位置図に撮影箇所及び方向を明示
	配置図	100分の1以上	・敷地内における当該建築物又は工作物の位置
	立面図	50分の1以上	・彩色の施された立面図(4面) ・彩色のマンセル値 ・地盤面からの高さ
開発行為・ 土地区画形質の変更・ 地形の変更を伴う鉱物の掘採又は 土石等の採取	位置図	2,500分の1以上	・土地の区域並びに区域内及び周辺の状況
	写真	—	・土地の区域及び周辺の状況を示す写真(カラー)
	土地利用計画図	100分の1以上	・予定建築物の敷地の形状 ・緑化計画
	造成計画断面図	100分の1以上	・切土又は盛土をする前後の地盤面
屋外における物品の集積又は貯蔵	位置図	2,500分の1以上	・土地の区域並びに区域内及び周辺の状況
	写真	—	・土地の区域及び周辺の状況を示す写真(カラー)
	配置図	300分の1以上	・敷地に接する道路の位置、集積または貯蔵する位置、面積及び高さ、遮へい物の位置、種類、構造等が分かるもの
木竹の伐採	位置図	2,500分の1以上	・土地の区域並びに区域内及び周辺の状況
	写真	—	・土地の区域及び周辺の状況を示す写真(カラー)
	伐採計画図	200分の1以上	・伐採の範囲・方法等

注) 規定している縮尺で適切に表示できない場合は、市長が認める縮尺の図書をもって、代替することが可能です。

<お問い合わせ先> 藤岡市 都市建設部 都市計画課

発行：令和2年10月

TEL：0274-22-1211(代表) FAX：0274-22-6444 e-mail：tosikei@city.fujioka.gunma.jp